

部活動地域移行（地域展開）における Q&A（※令和7年8月末現在）

《合同チームの在り方について》

**Q7. 部活動の合同チームの編制については、現在の流れを継続していくのか？**

A. 合同チームの編成については、今後も中体連の方針に沿っていただければと思います。

《スクールバスの利用について》

**Q8. 休日の活動におけるスクールバスの利用については、今後どのようなになるのか？**

A. スクールバスについては、今後も現在の休日の運行体制を継続し、地域クラブの生徒が利用できるように準備を進めているところです。運行については下の表のとおり、現在の路線や時間を基本としたものであり、増便・目的地・時間の変更等には対応できません。そのため、活動を行う場所・施設によっては、これまでどおり保護者等による送迎が必要となります。

種 類	対 象	変更等について
スクールバス	対象学校の生徒のみ	対馬交通と調整ができれば時間変更のみ可
スクールバス（混乗便）	生徒、地域住民	×
スクールバス（混乗予約便）	生徒、予約した地域住民	×
路線バス（定められた区間）	地域住民（生徒も可）	×

**Q9. スクールバス担当の業務については、今後どのようなになるのか？**

A. 上記問いでの回答のとおり、休日のスクールバスの運行については継続できるように準備をしております。現在、スクールバス担当者が部活動顧問の先生に確認している、バスの運行が必要かどうかということ、地域クラブの代表の方としていただくこととなりますが、スクールバス担当者の業務については現在の状況と大きく変わらないと考えます。「対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針」で示していますとおり、学校にも支援体制の構築をお願いします。

《大会について》

**Q10. 土日の大会運営については、各顧問に協力を依頼されていたが、その場合の手当の取扱いについては、どのようなになるのか？**

A. 土日の大会に部活動の顧問として運営に携わる場合は、これまで同様に特殊勤務手当が支給されます。兼職兼業の申請をされている教職員が、地域クラブの指導者として大会に参加し、運営に携わる場合は、地域クラブからの報酬となります。

《移行スケジュールについて》

**Q11. 平日の地域展開についての見通しはどのようになっているのか？**

- A. 平日の地域展開については、「対馬市における部活動の地域移行に関する基本方針」に記載の通り、休日の移行状況の検証や、国・県の動向を見定めながら進めていくこととなります。国の方針としては、「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ（令和7年5月16日）に、「平日の改革については、国においては、先行して地域展開等を進めている地方公共団体の実践例等も踏まえ、地方公共団体が実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行った上で、中間評価の段階で改めてその後の取組方針を定め、更なる改革を推進していくことが考えられる。」と示されています。

《地域クラブの運営について》

**Q12. 教職員が兼職兼業で地域クラブの指導に携わる場合は、地域クラブがきちんと立ち上がった状態であるべきか？地域クラブ設置予定の段階で、兼職兼業許可の申請は可能なのか？**

- A. 教職員が兼職兼業の許可を申請する際、従事する団体の情報を記載しなければいけません。そのため、教職員が兼職兼業を申請する際には、地域クラブが設置されている、または、設置の申請を出している状態である必要があります。一方で、地域クラブ認定申請書の提出には、指導者が決定していることが求められます。よって、教職員が新たに立ち上げる地域クラブの指導者として携わる場合は、地域クラブ認定申請書と兼職兼業許可願を同時に出していただく必要があります。

**Q13. 保険については必ず加入しておかないといけないのか？移行期（令和7年度中）は、現在加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用できないか？**

- A. 地域クラブの認定要件として、保険の加入を掲げていますので、地域クラブで保険に加入することは必ずお願いします。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度は、学校管理下の活動のみ適用となります。地域クラブの活動については適用外となりますので、御留意ください。今年度、移行期中であっても地域クラブ認定申請書を提出し、地域クラブとして活動する場合は保険への加入は必要です。なお、地域クラブ認定申請書を提出せず、地域クラブの設立を見据え、体制づくりに向けた準備的な活動を行う際には、部活動とみなされるため、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の適用対象となります。